

岐 阜 県 公 報

第 百 十 二 号
令 和 二 年 六 月 十 六 日
(火 曜 日)

目 次

告 示

令和二年第三回岐阜県議会定例会の招集
保安林の指定
道路の供用開始
建築基準法に基づく道路の指定の取消し

(財 政 課) 三三二七
(治 山 課) 三三七
(道 路 維 持 課) 三三八
(建 築 指 導 課) 三三八

公 示

土地改良事業計画の変更の適当の決定
県営土地改良事業計画の決定
開発行為の工事の完了
落札者等に関する公示

(農 地 整 備 課) 三三八
(同) 三三八
(建 築 指 導 課) 三三九
(会 計 課) 三三九

告 示

岐阜県告示第二百四十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百零二条第二項の規定により、令和二年六月二十三日(令和二年第三回岐阜県議会定例会)を岐阜県議会議事堂に招集する。

令和二年六月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第二百四十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

令和二年六月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林の所在場所

下呂市久野川字大平二三九二の三三、一三九二の二四、一三九二の三一、一三九二の六四

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - (二) 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県下呂農林事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年六月十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年六月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備 考 (区域 決定又は 変更の 告示 年月日 ほか)
県道	門和佐 瀬戸線	下呂市火打字高ヶ平一四四八番六地先から 同市同字同 一四九三番三地先まで	四七・二	令和 二・六・一六	平成 三六・三・五

岐阜県告示第二百四十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第二項に規定する道路の指定を岐阜・西濃建築事務所長が取り消したので、次のとおり告示する。

令和二年六月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 取消年月日
令和二年三月二十四日
- 二 位置、延長、幅員、指定番号及び指定年月日

位 置	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	指定番号	指 月 日 定
本巢市屋井字堂ノ城四五八番地先 から四六〇番一地先まで	六	四	岐建築第一 二二〇号の五 六〇	平成 三六・八・二七

公 示

○土地改良事業計画の変更の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、変更後の土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和二年六月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

施行者名	施行に係る地区名	縦覧場所	縦 覧 期 間
美濃加茂市木曾川右岸用水土地改良区	美濃加茂市木曾川右岸用水地区	美濃加茂市役所	令和 二・七・一六から 二・七・一四まで

○県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和二年六月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
曾代用水五期地区	美濃市役所	令和二年六月十六日から七月十四日まで

○県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

開発許可（変更許可）番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公共施設の種類	公共施設の位置及び区域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
岐阜県指令岐西建築第三三三号の二六 平成三一・三・一五 同岐西建築第一三五号の九 令和元・七・三〇	瑞穂市十七条字荒川町一〇三五番一、一〇三六番一、一〇三七番一、一〇三八番及び一〇三九番一	道路	開発登録簿による	岐阜県岐阜市曾我屋一丁目三三七番地五 株式会社麦パン工房 代表取締役 藤 澤 慶 誌
同岐西建築第一三三三号の三 令和元・一一・一九	安八郡安八町牧字南長田四六八番一及び四六九〇番一	道路	同	京都府京都市上京区下立売通智恵光院西入下丸屋町五〇三番地 旭金屬工業株式会社 代表取締役 山 中 泰 宏

○落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和二年六月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
飛鳥川用水地区	揖斐川町役場	令和二年六月十六日から七月十四日まで

○開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

令和二年六月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

令和二年六月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

1 調運物品の名称及び数量 車両用及び歩行者用交通信号灯器 一式

- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和 2 年 4 月 6 日
- 4 落札者を決定した日 令和 2 年 5 月 18 日
- 5 落札者の住所及び氏名 岐阜市昔部養野四丁目 134 番地
アノロ通信株式会社
代表取締役 養島 裕和
- 6 落札金額 99,671,605 円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課契約係
(2) 所 在 地 岐阜市数田南二丁目 1 番 1 号

令和二年六月十六日発行

発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 岐阜文芸社